

【 検 査 】**２０２ アルブミン定量（尿）の算定について**

《令和６年６月２８日》

○ 取扱い

- ① 糖尿病に対するD001「９」アルブミン定量（尿）の算定は、原則として認められる。
- ② 次の傷病名等に対するD001「９」アルブミン定量（尿）の算定は、原則として認められない。
 - (1) 高血圧症
 - (2) 糖尿病疑い
 - (3) 糖尿病性腎症（第３期・４期・５期）
 - (4) 腎炎（急性・慢性を含む。）
 - (5) ネフローゼ症候群
 - (6) 腎不全

○ 取扱いを作成した根拠等

アルブミン定量（尿）は、高感度のアルブミン測定法であり、微量アルブミン尿の定量に用いられ、適応となるのは糖尿病性早期腎症の診断ならびに経過観察時である。なお、この時期の一般検尿では尿蛋白は検出されないが、微量アルブミンの量と軽微な腎病変の進行度とはよく相関すること、加えて、血糖値のコントロールを良好に維持できれば病変が可逆的に改善されることより、早期腎症評価の重要な指標となっている。

一方、糖尿病性腎症が進行して尿アルブミン量が一定量を超えて一般検尿でも陽性となった状態、ならびにほとんどの腎疾患でみられる尿蛋白は量が多く、当該検査の適正な測定範囲を超えており、検査対象とはならない。また高血圧症、糖尿病疑いでは微量アルブミン尿は生じない。

以上のことから、糖尿病に対するアルブミン定量（尿）の算定は原則として認められ、高血圧症、糖尿病疑い、糖尿病性腎症（第３期・４期・５期）、腎炎（急性・慢性を含む。）、ネフローゼ症候群、腎不全に対する算定は原則として認められないと判断した。